

令和 4 年度の保健事業計画

令和 3 年度第 1 回 健康づくり推進協議会

令和 4 年 3 月 1 0 日



機密性 1

令和 4 年度島根支部事業計画（保健事業関係抜粋）

赤字・・・令和 3 年度からの変更点

青字・・・本部事業計画変更に伴う支部事業計画変更点

| 新（令和 4 年度） | 旧（令和 3 年度） |
|---|--|
| <p>II.戦略的保険者機能関係</p> <p><u>基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「I.加入者の健康度の向上」、「II.医療等の質や効率性の向上」、「III.医療費等の適正化」を目指す。</u></p> <p><u>具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルステラシーの向上を図る。</u></p> <p><u>また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。</u></p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化</p> <p>（1）第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根支部上位目標：代謝リスク保有率（男性）を全国平均以下にする。 ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス | <p>II.戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p><u>※第 5 期アクションプランの目標と同一</u></p> <p>I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化</p> <p>（1）<u>データ分析に基づいた</u>第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根支部上位目標：代謝リスク保有率（男性）を全国平均以下にする。 ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス |

| | |
|--|--|
| <p>計画)に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の<u>終盤</u>となり、P D C Aサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。</p> <p>◆支部独自事業： ・【<u>継続</u>】「<u>W E B ツールを活用した</u>ウォーキングイベント」</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・特定健診受診率の向上にむけ、<u>健診機関が不足している県西部への健診車による巡回・集団健診を実施する。</u> <u>また、市町村など他保険者が主催する集団健診も積極的に活用し加入者の受診機会を確保する。</u> ・事業者健診データ取得を促進するため引き続き委託によるデータ取得を進めるとともに、<u>島根県医療情報ネットワークを活用し事業主・健診機関の負担軽減を図り事業者健診データを取得しやすい環境整備を進める。</u></p> <p><u>【重要度：高】</u> <u>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</u></p> | <p>計画)に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の<u>後半</u>となり、P D C Aサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。</p> <p>◆支部独自事業： ・【<u>継続</u>】「ウォーキングイベント<u>および健康測定イベント</u>」 ・【<u>新規</u>】「<u>健康づくり促進動画の作成委託</u>」 <u>健康づくりを目的とした動画を作成し、視聴とその実践を促進する。</u> <u>※2. iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）にも関連あり</u></p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・特定健診受診率の向上にむけ、<u>健診・保健指導カルテ等を分析し、受診率への影響が高いと見込まれる地域や業態等に対して、重点的かつ優先的に働きかけ、ナッジ理論等を活用し、効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、事業者健診データの取得を促進するため、引き続き委託によるデータ取得を進めるとともに、<u>健診機関や労働局等に連携を働きかけ、受診率向上並びに提供しやすい環境整備に努める。</u></u></p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p><u>【困難度：高】</u></p> <p><u>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</u></p> <p>■ <u>被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<u>103,034人</u>）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活習慣病予防健診実施率 65.6%（実施見込者数：<u>67,590人</u>）</u> ・ <u>事業者健診データ取得率 16.5%（取得見込者数：<u>17,001人</u>）</u> <p>■ <u>被扶養者（実施対象者数：<u>23,514人</u>）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定健康診査実施率 34.0%（実施見込者数：<u>7,995人</u>）</u> <p>◆ <u>支部独自事業：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>【継続】「協会主催の集団健診実施」</u> ・ <u>【継続】「外部委託事業者による事業者健診データ取得勧奨」</u> ・ <u>【継続】「地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得事業」</u> | <p>①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：<u>104,184人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活習慣病予防健診受診率 65.6%（受診見込者数：<u>68,295人</u>）</u> ・ <u>事業者健診データ取得率 16.5%（取得見込者数：<u>17,190人</u>）</u> <p>②被扶養者（受診対象者数：<u>29,317人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定健康診査受診率 34.0%（受診見込者数：<u>9,968人</u>）</u> <p><u>③健診の受診勧奨対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活習慣病予防健診の受診機会を確保するべく、健診実施機関の新規委託及び既存健診機関の受け入れ枠拡大を図る。</u> ・ <u>特定健診対象者に対し受診機会の拡大を図るため支部独自の集団健診を実施する。また、オプション健診の実施などの付加価値を追加することで受診者数の増加を図る。</u> ・ <u>特定健診対象者へわかりやすい健診案内パンフレット作成を図る。</u> ・ <u>被保険者が属する事業所の事業主から受診を促すメッセージを添えて勧奨し、扶養家族の受診率向上を図る。</u> <p><u>④事業者健診データ取得対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>労働局との連携や、その他関係団体に対する働きかけを行う。</u> ・ <u>事業者健診結果データ提供先の健診機関を増やし、効率的・効果的なデータ取得を行う。</u> <p>◆ <u>支部独自事業：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>【継続】「協会主催の集団健診実施」</u> ・ <u>【継続】「外部委託事業者による事業者健診データ取得勧奨」</u> ・ <u>【継続】「地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得事業」</u> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・【継続】「労働局と連携した事業者健診結果取得事業」 ・【継続】「支部独自の被扶養者向け健診パンフレットによる広報」 ・【継続】「生活習慣病予防健診未受診者への直接勧奨」 ・【新規】「他保険者主催の集団健診への協会けんぽ加入者の受診勧奨」 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診実施率を 65.6%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 16.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 34.0%以上とする <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定保健指導については順次、外部委託による実施に移行する。</u> ・ <u>協会けんぽの保健師等は未治療者個人への受診勧奨及び、事業所カルテの分析結果等を基に「健康サポート」を実施する。</u> <p>【重要度：高】</p> <p><u>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【継続】「労働局と連携した事業者健診結果取得事業」 ・【継続】「支部独自の被扶養者向け健診パンフレットによる広報」 ・【継続】「社長メッセージによる特定健診受診勧奨」 ・【継続】「令和元年度生活習慣病予防健診未受診者への直接勧奨」 ・【新規】「県医師会と連携した事業者健診への問診項目追加」 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診受診率を 65.6%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 16.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 34.0%以上とする <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所及び地域等を選定し、加入者等に保健指導の利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。</u> ・ <u>情報通信技術を活用した直営による保健指導について試験的導入を始め、効率的な利用拡大を図る。</u> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p><u>【困難度：高】</u></p> <p><u>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</u></p> <p><u>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</u></p> <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：<u>17,341人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>35.1%</u>（実施見込者数：<u>6,089人</u>） <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：<u>752人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>15.1%</u>（実施見込者数：<u>114人</u>） <p>◆ 支部独自事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【継続】「集合契約締結機関と連携した特定保健指導（集団・個別）利用勧奨」 <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>35.1%</u>以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>15.1%</u>以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> | <p>① 被保険者（特定保健指導対象者数：<u>17,268人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>31.9%</u>（実施見込者数：<u>5,507人</u>） <u>（内訳）協会保健師実施分 <u>15.9%</u> （実施見込者数：<u>2,746人</u>） アウトソーシング分 <u>16.0%</u>（実施見込者数：<u>2,761人</u>）</u> <p>② 被扶養者（特定保健指導対象者数：<u>857人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>13.1%</u>（実施見込者数：<u>112人</u>） <p>③ <u>保健指導の受診勧奨対策健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ継続的に働きかける。</u> <u>また、特定保健指導に併せて魅力のあるオプション（健康づくり全般）を提供できる事業者を募り、対象者に案内して保健指導を実施する。</u></p> <p>◆ 支部独自事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【新規】「集合契約締結機関と連携した特定保健指導（集団・個別）利用勧奨」 <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>31.9%</u>以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>13.1%</u>以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>委託及び直営保健師等により受診勧奨及びリスク予備群に対する健康サポートを面談等により実施する。</u> ・ <u>健診機関に委託する受診勧奨については健診結果の階層化と受診勧奨をセットで委託し早期受診を図る。</u> ・ <u>未治療者への受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 500人</u> ・ <u>糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</u> ・ <u>かかりつけ医との連携等による重症化予防プログラムの実施を<u>引き続き</u>取り組む。</u> ・ <u>未治療者に対する医療機関への受診勧奨を<u>含めた</u>保健指導を実施する。</u> <p><u>【重要度：高】</u> <u>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</u></p> <p>◆ 支部独自事業： ・【継続】「未治療者に対する受診勧奨にかかる外部 <u>(健診機関)</u> 委託勧奨」 ・【継続】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策」</p> <p>■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.9%以上とする</p> <p>iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、文書等による勧奨を継続する。また、<u>健康宣言事業所には取組を推進するために経年変化が把握できる事業所カルテを提供することで、事業所における取り組むべき課題が見える化し、健康づくりの更なる推進を図る。</u></u> ・ <u>健康宣言後のフォローアップとして、出前講座やセミナーの内容を充実させるとともに、保健師等による事業所カルテを活用した個別アプローチを実施するた</u> | <ul style="list-style-type: none"> ① <u>未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 650人</u> ② <u>糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</u> ・ <u>かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防を引き続き取り組む。</u> ・ <u>未治療者に対する医療機関への受診勧奨 <u>並びに重症化予防プログラムの参加勧奨及び</u>保健指導を実施する。</u> <p>◆ 支部独自事業： ・【継続】「未治療者に対する受診勧奨にかかる外部委託勧奨」 ・【継続】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策」</p> <p>■ KPI：受診勧奨後 3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする</p> <p>iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、事業所訪問による勧奨を継続し、また、<u>取組の質を向上させる観点から、ヘルス・マネジメント認定制度において健康宣言した事業所及び認定した事業所に対して優遇制度の更なる拡充を図る。</u></u> ・ <u>事業所単位での健康・医療データの提供については、本年度もヘルス・マネジメントカルテを作成し、経年でのデータ比較できるよう「見える化」して提供する。</u> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p><u>めのスキームを構築する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防策を推進する。</u> <p><u>【重要度：高】</u></p> <p><u>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</u></p> <p>◆ 支部独自事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座」</u> ・ <u>【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の優待券の作成」</u> ・ <u>【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度にかかる表彰」</u> ・ <u>【新規】「健康宣言事業所の取組み支援に関する情報誌の発行」</u> <u>健康づくりに関する情報を健康宣言事業所へ定期的に発信することにより健康経営に関するフォローアップを図る。</u> ・ <u>【新規】「健康宣言事業所を対象としたセミナーの開催」</u> <u>健康宣言事業所に対して健康経営セミナーの開催を通じて、健康づくりの</u> | <p>◆ 支部独自事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座」</u> ・ <u>【継続】「健康測定機器レンタル」</u> ・ <u>【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の認定事業所に対する健康づくり支援事業」</u> ・ <u>【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の拡大およびインセンティブ広報」</u> ・ <u>【新規】「市町村と連携した健康経営（ヘルス・マネジメント認定制度）の広報」</u> <u>各地域のヘルス・マネジメント認定事業所を周知広報し、企業価値向上・制度周知につなげる</u> ・ <u>【新規】「ヘルス・マネジメント認定制度にかかる表彰」</u> <u>「ヘルス・マネジメント認定制度」実施要領に基づき実施する表彰式（令和 4 年）に向けた準備を実施する</u> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p><u>取り組みの支援を行う</u></p> <p>・【新規】<u>「マスメディア系媒体を利用した健康経営の普及促進」</u></p> <p><u>地域課題の解決に向けた健康経営の普及促進をマスメディアのコンテンツを利活用し動画を配信する。</u></p> <p>■ KPI : 健康宣言事業所数を <u>1,360</u> 事業所以上とする。</p> | <p>■ KPI : 健康宣言事業所数を <u>1,350</u> 事業所以上とする。</p> |
|--|---|